

議案第 78 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和 55 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に、「職員」を「、職員」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 2 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(平成5年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(市川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 市川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 人事評価の状況

(市川市職員旅費支給条例の一部改正)

第5条 市川市職員旅費支給条例(昭和26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「、必要な」を「必要な」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定による改正後の市川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定は、平成28年度以後の年度における人事行政の運営の状況の報告に係る事項について適用し、平成27年度までの人事行政の運営の状況の報告に係る事項については、なお従前の例による。

## 理 由

地方公務員法の改正に伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。  
これが、この条例案を提出する理由である。